

CDR（予防のためのこどもの死亡検証）

こども家庭庁母子保健課

目的

- Child Death Review (CDR) に係るこれまでの取組から課題を抽出・整理の上、有識者や自治体等の関係者から意見を頂き、全国展開に向けた、具体的な制度のあり方について検討を行う。

主要な議題

- ・ CDRモデル事業で得られた成果や課題について
- ・ 地域で実施されるCDRの実効ある体制構築のあり方と必要な支援について
- ・ 効果的な予防策の提言のあり方について
- ・ 遺族からの同意取得のあり方や捜査情報を含めた様々な情報の活用について
- ・ CDRから得られる情報を格納するデータベースや管理体制等のあり方について
- ・ 虐待・保育事故等の他の検証制度との棲み分けについて
- ・ 遺族に対するグリーフケアについて

スケジュール

2025年4月 検討会の設置、CDRをめぐる現状について、ヒアリング等

2025年夏～冬 ヒアリング等

2026年～ ヒアリングを踏まえ、上記の議題を中心に論点整理・議論

2026年中目途 とりまとめ

CDRの制度のあり方に関する検討会について

構成員

今村 知明	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授
遠藤 貞悟	宮城県 亘理町立 荒浜中学校 校長
岡田 登	三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 母子保健班 係長
川松 亮	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授
河村 有教	長崎大学大学院 多文化社会学研究科・多文化社会学部 准教授
切手 俊弘	滋賀県 健康医療福祉部 次長(子育て支援課 主席参事 事務取扱)
木下 あゆみ	国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター 育児支援対策室長・小児アレルギー科医長
竹原 健二	国立成育医療研究センター 政策科学研究部 部長
友岡 史仁	日本大学大学院法学研究科教授
沼口 敦	名古屋大学医学部附属病院 救急・内科系集中治療部 病院講師
一杉 正仁	滋賀医科大学 社会医学講座 教授
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
三平 元	公益社団法人 日本小児科医会 業務執行理事
◎ 山縣 然太郎	国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク 副所長 山梨大学大学院附属出生コホート研究センター 特任教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック 院長
吉川 優子	NPO 法人 Safe Kids Japan 事業推進マネージャー
渡辺 弘司	公益社団法人 日本医師会 常任理事

(五十音順・敬称略)

※ ◎は座長

※ オブザーバーとして、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省の関係各課が参加。

CDRの制度のあり方に関する検討会の開催実績と予定について

第1回検討会（令和7年4月25日）

- 本検討会の進め方について
- CDRの現状について
- 当事者であるご遺族からのヒアリング

第2回検討会（令和7年7月25日）

- CDR モデル事業に関する現状の取組等について
- 自治体・医療機関からのヒアリング

第3回検討会（令和8年1月28日）

- 遺族からの同意取得のあり方について
- 遺族に対するグリーフケアについて

第4回検討会（令和8年夏頃）

- 捜査情報の活用について
- 虐待・保育事故等の他の検証制度との棲み分けについて
- その他

背景及び経緯

- CDR (Child Death Review) とは、18歳未満の子どもの死亡事例を多職種 (医療、警察、消防、行政関係者等) が連携して検証し、効果的な予防策を導き出す取組である。
- 米国・英国等の諸外国でも類似の取組が導入されており、日本においても研究事業として、2016年以降から検討が進められてきた。
- 2018年の「成育基本法」及び 2019年の「死因究明等推進基本法」の成立を受け、こどもの死亡原因に関する情報の収集・管理体制の整備が国の方針として明示された。

目的

- こどもの死亡事例を多職種が連携して検証し、予防可能な要因を明らかにする。
- 効果的な予防策を提言することで、将来のこどもの死亡を減らす。
- こどもが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す。

概要

CDRは、4つの段階から構成される。

①情報収集

事務局が死因、医学的背景、死亡に至る経緯などの情報を関係機関から収集し、記録する。

②検証

医療・行政・警察などの多機関の専門職が連携し、こどもの死亡事例を多角的に検証する。

③提言

複数の関係機関や専門家による会議で、再発防止に向けた効果的な予防策を、行政に対して提言する。

④対策

行政が提言した予防策を踏まえて、こどもの死亡・重症化を防ぐ対策を講じる。

死亡診断書に記載された死因にとどまらず、死因に繋がった様々な潜在的なリスクを拾い上げ、リスクを可視化する基盤を整える。

リスクを可視化。
さらには複数の事例を通して地域におけるリスクの傾向や特徴を捉える。

可視化された潜在的リスクに対し、地域の実情に応じた具体的な解決策を講じることができる。その積み重ねによって、よりこどもに優しい社会を目指す。

令和8年度予算 1億円（1億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

（4）グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）

（1）～（3）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

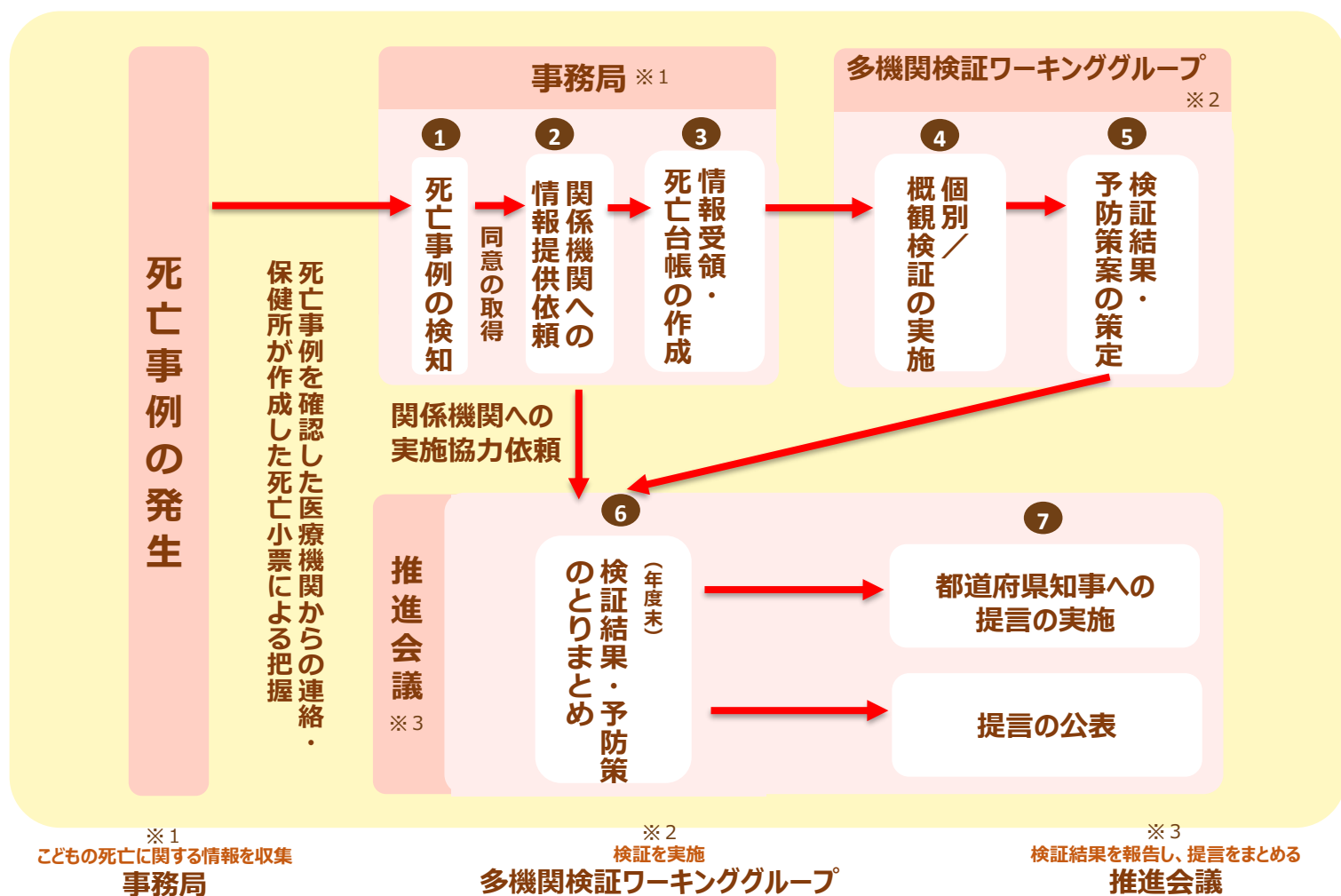
実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10
- ◆ 補助基準額 : 年額 14,064千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和2年度：7自治体
⇒令和7年度：10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

(参考)モデル事業におけるCDR実施のイメージ



検証に必要な、地域における子どもの情報の一元管理を目的に、実施主体である都道府県に事務局を設置します。医療機関から死亡原因などの情報を提供してもらうことに加え、警察や教育、福祉などのさまざまな機関からも情報を得ることが、事務局の主な役割です。

事務局が収集した情報をもとに詳細な検証を行うため小児医療・法医学などの医療の専門家や、児童福祉・教育・保育・警察(検視)などで構成される多機関検証ワーキンググループを設置します。この多機関検証ワーキンググループで行うのは、各事例の背景を深く理解するための「個別検証」と、地域における傾向や特徴を把握する「概観検証」の2つです。

子どもの死亡に関する効果的な予防策を検討するためには、多数の関係者による協力が必要です。そのために事務局は、地域の医療機関、教育機関、警察・消防など複数の関係機関の専門家で構成された推進会議を定期的開催します。この推進会議では、主に検証結果の報告や提言の作成、また年間の活動計画を共有するなど、CDR事業を推進する役割を担います。

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例①山梨県 小児の心肺蘇生法動画作成

睡眠中の突然死

⇒提言 救急隊が到着するまでの心肺蘇生の知識啓発

⇒令和3年度に保護者や保育士等従事者を対象に「子どもの心肺蘇生法研修会」を実施。

その際に、小児科医・救急救命士協力のもと、小児の心肺蘇生法の動画を作成し、

ホームページやYoutubeに公開した。



「子どもの命を救う心肺蘇生法」⑤乳児CPR（心肺蘇生法）、(5分) 説明



・内 容

- ・蘇生練習シート
- ・緊急時の動画——— 小児反応確認、CPR (2分)、乳児反応確認、CPR (2分)
- ・小児の心肺蘇生法トレーニング動画——— 小児 CPR、説明 (5分)、小児 CPR のみ (2分)
小児反応確認のみ (30秒)
- ・乳児の心肺蘇生法トレーニング動画——— 乳児 CPR、説明 (5分)、乳児 CPR のみ (2分)
乳児反応確認のみ (30秒)

参考・出典：山梨県公式ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/100285/cdrr5.pdf>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/cdr/20220516.html>

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例②香川県 水難事故防止対策強化事業

溺死

⇒提言 ①ライフジャケットの啓発 ②水難事故の知識啓発

⇒令和4年度から「ライフジャケット推進事業」を開始。

① 学校における水難事故防止対策強化事業

- ・ ライフジャケットを活用した水泳授業
- ・ 教員を対象とした研修の実施

② ライフジャケットレンタルステーション

- ・ 寄贈されたライフジャケットを無料で貸出

③ ライフジャケット体験教室

- ・ こどもと保護者を対象としたライフジャケット体験教室

⇒毎年事業を継続しており、今年で4年目を迎える。

参考・出典：香川県公式ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/40370/9gidai3siryuu.pdf>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hokentaiiku/taiiku-sports/taiiku/lifejacket_promotion.html

令和4年度スポーツ庁委託事業

ライフジャケット推進事業



観音寺市立作田小学校(学校における水難事故防止対策強化事業)

海や川、池などで様々な活動を行うことは、自然に囲まれた日本で生活する私たちにとって日常的なものであります。しかし、毎年のように水難事故は発生しており、児童生徒等がそれらの事故で命を落とすこともしばしばあります。降水量が少なく渇水の多い香川県では、古くから農業用水をためるため県内各地にため池が多くあり、海や川だけでなく、ため池に係る事故も発生しています。

香川県教育委員会では、児童生徒等の生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力及び自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を目指して、ライフジャケット推進事業を行っております。また、本事業によって、児童生徒等(学校)から保護者、地域等へ水難事故防止意識高揚の波及にもつなげ、香川県全体の水難事故0をめざす取組みを進めております。

令和4年度は、水難事故防止につなげる取組みとして以下の3つを行いました。

- ① 学校における水難事故防止対策強化事業
- ② ライフジャケットレンタルステーション
- ③ ライフジャケット親子体験教室

本事業報告書では、これらの取組みの概要及び成果や課題を掲載しております。各学校(園)または各地域における水難事故防止に向けた取組みの参考にいただければ幸いです。

香川県教育委員会

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例③香川県 チャイルドシート啓発動画

交通事故

⇒提言 チャイルドシート・シートベルト着用率向上に向けた啓発

⇒県立看護大学にCDR事業の講義を行ったところ、学生がチャイルドシート装着の啓発動画を作成。

- ・ 事故再現動画を用いたチャイルドシートの必要性の啓発
- ・ チャイルドシートの選び方やレンタル精度の紹介
- ・ チャイルドシートの正しい装着方法の紹介

動画は香川の子育て情報発信サイト Colorful
やYoutubeに公開した。



外国人の事故

⇒提言 外国人を対象とした不慮の事故予防対策を推進

⇒令和4年度に外国人を対象とした事故予防策を複数実施。

- ・ 外国人学校の生徒等を対象とした外国語による防犯・安全教室
- ・ ブラジルのキャラクター「モニカ&フレンズ」と協力した、通訳官を介した110番通報（三者通話）の実演
- ・ 地域FM局での外国語による防犯・交通安全の啓発放送



参考・出典：

滋賀県公式ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5471069.pdf>

MSP-JAPAN https://mspjapan.co.jp/2023/01/10/one-day-chief/?utm_source=chatgpt.com

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例⑤山梨県 父親への支援強化

マルチリートメント

⇒提言 **保護者の精神的・経済的課題に伴う養育困難への適時適切な支援の必要性**

- ①県内の虐待ネットワークの強化・推進 ②孤立している母親への支援 ③父親への支援の強化

⇒令和5年度に、市町村等と**父親支援推進会議**を開催。

父親の子育て参加の促進を図るため、父親支援のあり方について有識者等から幅広く意見交換を行った。

令和6年度には、**父親セミナー**を開催。

父親の家庭教育への参画が重要であることを認識するとともに、家庭及び地域社会における父親の役割についての理解や子育てに対する正しい知識の普及を図った。

参考・出典：山梨県公式ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/100285/cdr5.pdf>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/titioyasemina-.html>

～あかちゃんが生まれるまでにできること
生まれてからでできること～

パパだからこそ できること いっぱいある！
これから生まれてくる あかちゃん のために、パパとしての心構えを学びましょう！



講師

NPO 法人おっとふあーざー代表
理事 館(たち) 直宏 氏

講師プロフィール
保育士として17年勤務した後、「NPO 法人おっとふあーざー」を設立し代表理事に就任。
家庭では3児の父親であり、第3子誕生時に育児休暇を8か月取得。
保育士での経験と知識を活かしながら、男性の家事・子育てへの積極的関わりといった家庭進出促進策、
男性の育児休暇取得推進などに取り組んでいる。

日時

場所

対象

内容

申込

2024. 12. 8(日) 9時30分～12時00分

ぴゅあ総合 中研修室(甲府市朝氣1-2-2)

※駐車場は裏面を確認してください

これから出産を迎える方 **フレバのみ・フレママと二人のどちらもOK!**

妊娠・出産前の方、結婚さんも歓迎!

- ・パパとママからの一番最初のプレゼントとは?
- ・あかちゃんが生まれてくるまでにできること
- ・出産までに話し合ってみよう
- ・ミルクの作り方 } 体験型です!
- ・あかちゃんの沐浴 }
- ・育児休暇のススメ など

専用フォームよりお申し込みください →

定員 20組程度
参加無料!



主催：山梨県（子育て支援局子育て政策課）

令和8年度予算 0.6億円（0.6億円）

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review：CDR）の取組や、意義について広く国民に普及啓発し、国民のCDRへの理解促進を図る。
- CDRモデル事業で得られた予防策や、他制度（例：こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）、消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁））等のこどもの死亡の予防に関する検証結果について、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、CDRモデル事業や他の検証制度等によって得られた具体的な予防策についての周知を行い、医療、保健、教育等の分野が連携しこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

（1）CDR特設サイトの運用

予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理した特設サイトを整備・運用を行う。また、ウェブサイト内で予防策について、わかりやすく紹介する動画などのコンテンツを作成する。

（2）シンポジウムの開催

CDRに関する有識者（こどもを事故で亡くした遺族の方、CDRに取り組まれてきた研究者の方）を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）SIDS予防対策月間の周知用ポスター・リーフレットの作成

乳児期の死亡原因として多いSIDSについて、こども家庭庁にて11月に実施されるSIDS予防対策月間のための周知用ポスター・リーフレットの作成を行う。合わせて効果的な予防策の周知啓発を実施する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

概要

予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

法令での記載

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成29年5月) ほか

虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

成育基本法（平成30年12月成立）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

死因究明基本法（令和元年6月成立） 附則

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

CDR(Child Death Review)について

閣議決定文書等での記載

こども大綱（抄）（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項 1 ライフステージを通じた重要事項

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

チャイルド・デス・レビュー（CDR）：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

こどもまんなか実行計画2024（抄）（令和6年5月31日こども政策推進会議決定）

第Ⅱ こども施策に関する重要事項 1 ライフステージを通じた重要事項

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（チャイルド・デス・レビューの体制整備）

CDRの体制整備に必要な検討の推進

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたチャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の取組を加速するため、都道府県が行う体制整備モデル事業において収集した同意取得や予防策の好事例の横展開を図る。あわせて、広報啓発事業によってCDRの意義についての国民的な理解を促進するとともに、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、関係省庁とも連携して、CDRの全国展開に向けた体制整備の検討を強力に進める。

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（令和6年5月21日閣議決定）

（こども大綱の推進）

こどもの自殺対策の強化を図るとともに、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）を推進する。